



栃木県公報

令和 7 (2025) 年
5 月 7 日 (水)
第 601 号

目 次

告 示

○クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習の指定	397
○令和 7 (2025) 年度とちぎ賃上げ加速・定着支援金に係る公金事務の委託	398
○令和 7 (2025) 年度とちぎ男性育休推進企業奨励金に係る公金事務の委託	398
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	399

公 告

○令和 7 (2025) 年度調理師試験の実施	399
○令和 7 (2025) 年度製菓衛生師試験の実施	401

告 示

栃木県告示第 225 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定による業務従事者に対する講習を次のとおり指定したので、クリーニング業法施行細則（昭和 33 年栃木県規則第 78 号）第 7 条の規定により告示する。

令和 7 (2025) 年 5 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

I クリーニング師の研修

1 主催者の名称及び所在地

(1) 名称

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 所在地

東京都港区新橋 6 丁目 8 番 2 号

2 出席して受講する研修の開催年月日及び開催場所

開 催 年 月 日	開 催 場 所	
	会 場 名	所 在 地
令和 7 (2025) 年 9 月 2 日 (火)	栃木県安足健康福祉センター	足利市真砂町 1-1
令和 7 (2025) 年 12 月 2 日 (火)	栃木県庁小山庁舎	小山市犬塚 3-1-1

3 通信制により受講する研修の申込受付期間

令和 7 (2025) 年 7 月 1 日 (火) から同年 11 月 7 日 (金) まで

4 受講料

5,000 円

II 業務従事者に対する講習

1 主催者の名称及び所在地

(1) 名称

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 所在地

東京都港区新橋 6 丁目 8 番 2 号

2 出席して受講する講習の開催年月日及び開催場所

開 催 年 月 日	開 催 場 所	
	会 場 名	所 在 地
令和7(2025)年9月17日(水)	栃木県安足健康福祉センター	足利市真砂町1-1
令和7(2025)年12月17日(水)	栃木県庁小山庁舎	小山市犬塚3-1-1

3 通信制により受講する講習の申込受付期間

令和7(2025)年7月1日(火)から同年11月7日(金)まで

4 受講料

4,500円

(医薬・生活衛生課)

栃木県告示第226号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7(2025)年5月7日

栃木県知事 福田 富一

1 委託した公金事務の内容

令和7(2025)年度とちぎ賃上げ加速・定着支援金支給業務に係る支援金の支出

2 委託を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社TMC経営支援センター

(2) 主たる事務所の所在地

栃木県那須塩原市大原間西一丁目10番地6

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日

(1) 指定をした日

令和7(2025)年4月15日

(2) 委託をした日

令和7(2025)年4月15日

4 委託期間

令和7(2025)年4月15日から令和8(2026)年3月31日まで

栃木県告示第227号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7(2025)年5月7日

栃木県知事 福田 富一

1 委託した公金事務の内容

令和7(2025)年度とちぎ男性育休応援事業に係る奨励金の支出

2 委託を受けた者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

株式会社TMC経営支援センター

(2) 主たる事務所の所在地

栃木県那須塩原市大原間西一丁目10番地6

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日

(1) 指定をした日

令和 7 (2025) 年 4 月15日

(2) 委託をした日

令和 7 (2025) 年 4 月15日

4 委託期間

令和 7 (2025) 年 4 月15日から令和 8 (2026) 年 3 月31日まで

(労働政策課)

栃木県告示第228号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、関係図書は、栃木県県土整備部砂防水資源課及び栃木県安足土木事務所において縦覧に供する。

令和 7 (2025) 年 5 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 足利高校西

2 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から 6 号までを順次結んだ線及び標柱 1 号と 6 号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市 町 村 名	大 字 名	字 名	地 番	標 柱 番 号
足利市	本城一丁目		4065番 4	1 号
同	同		4041番 1	2 号、5 号及び 6 号
同	同		4047番14地先道路敷	3 号
同	同		4043番 1	4 号

(砂防水資源課)

公 告

○令和 7 (2025) 年度調理師試験の実施

調理師法（昭和33年法律第147号）第 3 条の 2 第 1 項に規定する調理師試験を次のとおり実施するので、調理師法施行細則（昭和34年栃木県規則第35号）第 2 条の規定により公告する。

令和 7 (2025) 年 5 月 7 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 試験の日時

令和 7 (2025) 年 8 月 6 日（水）午前 9 時30分から正午まで

2 試験の場所

宇都宮市睦町 1 -35 宇都宮短期大学附属高等学校

(敷地内への自家用車等の乗り入れは禁止する。)

3 試験科目

- (1) 公衆衛生学 (2) 食品学 (3) 栄養学 (4) 食品衛生学 (5) 調理理論
(6) 食文化概論

4 受験資格

次に掲げる学歴及び職歴を有する者

(1) 学歴（次のいずれかに該当する者）

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者

イ 旧国民学校令（昭和16年勅令第148号）による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の 2 年の課程を終わった者

エ 調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）附則第3項各号に規定する者

なお、日本国内の外国人学校の卒業又は外国の学校を卒業した者は、都道府県知事の認定が必要となる場合があるので、早めに願書提出先へ相談すること。

(2) 職歴

次の施設の調理業務に従事した期間が、調理業務従事証明書の証明日において2年以上となる者

ア 寄宿舍、学校、病院等の給食施設であって継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与する施設

イ 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業又は複合型そうざい製造業の許可を受けた営業の施設（喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を除く。）

ただし、次の場合は、上記の調理業務に従事したこととは認めない。

(ア) 専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等直接調理業務に従事していない場合

(イ) 栄養士、看護師、保育士等の職種として従事している場合（通常の勤務体系で専ら調理業務に従事している場合を除く。）

(ウ) パート、アルバイト等で調理業務に従事している場合（週4日以上かつ1日6時間以上、又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。）

5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、調理業務従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において、令和7年（2025）年5月7日（水）から配布するものを使用すること。

(1) 調理業務従事証明書

ア 調理従事施設において、調理の業務に2年以上従事したことを証明するものであること。

なお、この証明書は、原則として当該施設長が証明すること。

ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によって当該施設長がいない場合は、食品衛生協会等、所属団体の長又は同業者が証明すること。

また、証明印は、当該施設の長の職印を用いること。職印が無い場合は、登記印を用い、印鑑証明書を添付すること。ただし、個人が証明する場合は、市町に登録済の印鑑を用い、印鑑登録証明書を添付すること。

イ 給食施設の開設年月日とは、寄宿舍、学校、病院等の施設であって、多人数に対して食品を供与する施設として開始した年月日をいう。

(2) 写真及び受験票

受験票に写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦6cm、横4cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。）を貼り付け、所定の事項を記入すること。

(3) その他

栃木県が実施した令和6（2024）年度調理師試験不合格者及び欠席者で、当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、「(1)調理業務従事証明書」の提出を省略することができる。

なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名が異なる場合は、変更内容が確認できる公的書類（戸籍謄（抄）本、旧姓併記された住民票等）を提示すること。

6 願書受付

(1) 受付期間

令和7（2025）年6月4日（水）から同月10日（火）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く）

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター（宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所）

ただし、矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町及び那珂川町居住者は、県北健康福祉セ

ンター

イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課

(3) 提出方法

郵送不可。提出先に持参すること。

7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

8 試験結果の発表

令和7(2025)年9月3日(水)午前11時から栃木県庁舎、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には合格証書を郵送する。

なお、電話による問い合わせには一切応じない。

9 受験手数料

6,100円

栃木県収入証紙をもって納付する(受験願書に貼付すること。)

10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果(科目別得点)については、合格発表の日から1か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類(受験票、身分証明書、運転免許証等)を持参の上、これを提示すること。

○令和7(2025)年度製菓衛生師試験の実施

製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)第4条第1項に規定する製菓衛生師試験を次のとおり実施するので、製菓衛生師法施行細則(昭和42年栃木県規則第50号)第3条第2項の規定により公告する。

令和7(2025)年5月7日

栃木県知事 福田 富一

1 試験の日時

令和7(2025)年8月6日(水)午前9時30分から正午まで

2 試験の場所

宇都宮市睦町1-35 宇都宮短期大学附属高等学校

(敷地内への自家用車等の乗り入れは禁止する。)

3 試験科目

(1) 衛生法規 (2) 公衆衛生学 (3) 食品学 (4) 食品衛生学 (5) 栄養学

(6) 製菓理論及び実技(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定による菓子製造技能士の1級又は2級の資格を有する者は、本人の申出により免除する。)

4 受験資格

次のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条(高等学校の入学資格)に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

(2) 菓子製造業に従事した期間が、菓子製造業従事証明書(栃木県製菓衛生師法施行細則別記様式第2号)の証明日において2年以上となる者で、次に掲げる者

ア 学校教育法第57条に規定する者

イ 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した者

ウ 旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わった者

エ 前各項ア～ウのほか、製菓衛生師法施行規則(昭和41年厚生省令第45号)附則第2項各号に規定する者

なお、日本国内の外国人学校の卒業又は外国の学校を卒業した者は、厚生労働大臣の認定が必要となる場合があるので、早めに願書提出先へ相談すること。

また、「菓子製造業」（菓子を製造する営業で食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の許可を受けて営むもの）の範囲は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第11号に規定する菓子製造業、同条第26号に規定する複合型そうざい製造業のうち菓子の製造を営むもの又は同条第28号に規定する複合型冷凍食品製造業のうち菓子の製造を営むものとする（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号。以下「整備政令」という。）附則第2条第1項による経過措置期間においては、整備政令による改正前の食品衛生法施行令第35条第3号に規定する菓子製造業を営むもの）。

- (3) 製菓衛生師法の施行の際（昭和41年12月26日）現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、同法の施行の日において3年を超えている者又は同法の施行の日後3年を超えるに至った者

また、(2)及び(3)における「菓子製造業に従事した期間」とは、食品衛生法第55条第1項の規定により都道府県知事の許可を受けた営業の施設で、実際に菓子製造に従事した期間をいう。

ただし、次の場合は、上記の菓子製造業に従事したこととは認めない。

ア 専ら菓子製品の運搬、配達、食器洗浄等直接菓子製造業に従事していない場合

イ パート、アルバイト等で菓子製造業に従事している場合（週4日以上かつ1日6時間以上、又は週5日以上かつ1日5時間以上従事している場合を除く。）

5 提出書類

受験を希望する者は、受験願書に次の書類を添えて提出すること。

なお、受験願書、菓子製造業従事証明書及び受験票は、各健康福祉センター、宇都宮市保健所又は栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において、令和7（2025）年5月7日（水）から配布するものを使用すること。

- (1) 4 受験資格(1)及び(2)による者

ア 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者についてはそれを証する書類、その他の者は2年以上菓子製造業に従事したことを証する菓子製造業従事証明書

イ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し（合格証原本を持参すること。該当者のみ。）

ウ 写真及び受験票

受験票に写真（出願前6か月以内に撮影した脱帽、上半身正面向き、縦6cm、横4cmの大きさのもの。スナップ写真は用いないこと。）を貼り付け、所定の事項を記入すること。

- (2) 4 受験資格(3)による者

ア 昭和41（1966）年12月26日において、現に菓子製造業に従事しており、菓子製造業に従事した期間が3年を超えていることを証する菓子製造業従事証明書

イ 菓子製造技能士の1級又は2級の技能検定合格証の写し（合格証原本を持参すること。該当者のみ。）

ウ 写真及び受験票

(1)のウに同じ

- (3) (1)のア及び(2)のアの菓子製造業従事証明書には、菓子工業組合等の裏書証明を受けること。

- (4) その他

栃木県が実施した令和6（2024）年度製菓衛生師試験不合格者及び欠席者で当該試験の受験票を添付する場合は、上記提出書類のうち、製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する書類、菓子製造業従事証明書及び技能検定合格証の写しの提出を省略することができる。なお、受験票を紛失した場合は、身分証明書を持参すること。

また、婚姻その他の理由により、現在の氏名と当該試験当時の氏名が異なる場合は、変更内容が確認できる公的書類（戸籍謄（抄）本、旧姓併記された住民票等）を提示すること。

6 願書受付

- (1) 受付期間

令和7（2025）年6月4日（水）から同月10日（火）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く）

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

(2) 提出先

ア 県内居住者は、その居住地を管轄する健康福祉センター（宇都宮市居住者は、宇都宮市保健所）

ただし、矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町及び那珂川町の居住者は、県北健康福祉センター

イ 県外居住者は、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課

(3) 提出方法

郵送不可。提出先に持参すること。

7 受験通知

受験者には、受験票の交付により受験番号を通知する。

8 試験結果の発表

令和 7（2025）年 9 月 3 日（水）午前11時から栃木県庁舎、各健康福祉センター及び宇都宮市保健所の掲示場並びに栃木県ホームページに受験番号をもって合格者を発表する。

また、合格者には、合格証書を郵送する。

なお、電話による問い合わせには、一切応じない。

9 受験手数料

9,400円

栃木県収入証紙をもって納付する（受験願書に貼付すること。）。

10 試験結果の簡易開示

受験者本人の試験結果（科目別得点）については、合格発表の日から 1 か月間の執務時間中、栃木県保健福祉部医薬・生活衛生課において口頭により開示を請求することができる。

開示を希望する場合は、受験者本人が本人であることを証明できる書類（受験票、身分証明書、運転免許証等）を持参の上、これを提示すること。

（医薬・生活衛生課）